

ASIAGAP 審査員登録の細則

第 1 版



発行日：2023年11月14日

運用開始日：2023年11月14日

目次

ページ

目的	1
1 適用範囲	1
2 基本要件	1
3 登録要件	1
4 登録の継続要件	2
5 再登録の要件	3
6 登録申請および継続申請	4
7 登録セクターの拡大	4
8 有効期限	4
9 資格の表現	5
10 登録料	5
11 登録の取消し	5
12 審査員カード	5
改定履歴	6

目的

本細則は、ASIAGAP 認証プログラムの認証活動を行う「審査員」に対する要求事項を定め、要件を満たす「審査員」を登録することを目的とする。

1 適用範囲

本細則は、以下の者に適用される。

なお、本細則で「審査員」という場合、以下の者すべてが該当する。

- (1) 審査員補
- (2) 審査員
- (3) 上級審査員

2 基本要件

一般財団法人日本 GAP 協会（以下、「協会」という）に登録を希望する「審査員」は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 登録要件および継続要件を満たしている。
- (2) 農場・団体に対して誠実な審査を行う。
- (3) ASIAGAP 認証プログラムに関する文書および契約認証機関との契約に基づき活動する。
- (4) ASIAGAP 認証プログラムに関する最新の情報を入手し、審査の知識向上に努め、研鑽を積む。
- (5) 契約した認証機関の依頼に基づき認証活動を行う。
- (6) 協会に登録料を支払う。
- (7) 独立性、公平性に抵触する審査を担当してはならない（『総合規則』11.1.9 参照）。
- (8) 審査を担当した農場・団体の機密情報の取扱いに注意し、守秘義務を守る。

3 登録要件

3.1 審査員補

ASIAGAP 審査員補は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 「審査員経歴基準」（総合規則付属書 1）への適合
- (2) 日本 GAP 協会承認 ASIAGAP 農場用管理点と適合基準 解釈研修 合格
- (3) 日本 GAP 協会承認 ASIAGAP 団体用管理点と適合基準 解釈研修 合格
- (4) 日本 GAP 協会承認 ASIAGAP 審査員研修 合格

3.2 審査員

ASIAGAP 審査員は、審査員補の登録要件に加え、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) CODEX 委員会の食品衛生の一般原則に基づく一般衛生管理と HACCP の教育・訓練コース（最低 2 日間）修了
- (2) 登録申請するセクターの個別認証 3 件以上(*)の審査を実施する。この審査は、標準的な審査計画のもと実施されなければならない。審査員登録が完了するまでは、立ち合い評価者が審査責任者となり、3 件の立ち合い評価を審査員または上級審査員が立会評価し、良好と認められた記録の保持

(*)3 件以上のうち 1 件を異なる団体認証における 2 件以上のサイト審査に代えることができる。

3.3 上級審査員

ASIAGAP 上級審査員は、審査員の登録要件に加え、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 以下のいずれかの研修コースの合格

(a) IRCA/JRCA/RAB 承認のマネジメントシステム審査員研修コース(40 時間以上)

(b) 協会の認めるマネジメントシステム審査員研修コース(40 時間以上)

(2) ASIAGAP の農場(サイト)審査の経験、登録セクターごとに 2 件以上合計 15 件以上^{*1}

(3) ASIAGAP の団体事務局審査 2 件以上の立会評価を受け、審査内容が良好と認められること。この審査は、登録が完了するまで立会評価者が審査責任者とならなければならない。立会評価は、上級審査員または協会が上級審査員と同等の力量があると認めた者が実施し、評価記録を残さなければならない。

*1:15 件以上のうち、7 件までを他の GFSI 承認認証プログラムにおける同一セクターの農場審査の実績とすることができる。

3.4 ASIAGAP 審査員による JGAP 審査

ASIAGAP 審査員は JGAP 審査員の登録要件を満たすものとする。(例:ASIAGAP 上級審査員は JGAP 上級審査員が担当できる審査が可能)

4 登録の継続要件

以下を証明できる書類を協会に提出する。

継続要件を満たせない場合、その登録について協会の指導にしたがう。

4.1 審査員補

(1) 協会が指定する研修の受講

4.2 審査員

(1) 認証機関が開催する ASIAGAP 審査員向け研修への年 1 回以上の参加

(2) 1 年間の審査実績が、農場(サイト)審査、異なる組織で 5 件以上^{*2}

(3) 協会が指定する研修の受講

*2:上記(2)を満たせなかった場合、ASIAGAP の少なくとも年 1 件の農場審査及び ASIAGAP 以外の GFSI 承認認証プログラムの少なくとも 5 つの異なる組織で年 5 件の農場審査で代替することができる。それでも審査実績が不足している場合、次の①および②を満たさなければならない。

①審査員等は、契約する認証機関による審査立会評価を少なくとも 1 件以上受け、審査員等としての力量を認められること。

②審査員等は、認証機関が作成した審査立会の評価記録を、継続申請書とともに提出すること。

4.3 上級審査員

(1) 認証機関が開催する ASIAGAP 審査員向け研修への年 1 回以上の参加

(2) 1 年間の審査実績が、農場(サイト)審査、異なる組織で 5 件以上^{*3} および団体事務局審査 2 件以上

(3) 協会が指定する研修の受講

*3:農場(サイト)審査について、上記(2)を満たせなかった場合、ASIAGAPの少なくとも年1件の農場審査及びASIAGAP以外のGFSI承認認証プログラムの少なくとも5つの異なる組織で年5件の農場審査で代替することができる。それでも審査実績が不足している場合、次の①および②を満たさなければならない。

①審査員等は、契約する認証機関による審査立会評価を少なくとも1件以上受け、審査員等としての力量を認められること。

②審査員等は、認証機関が作成した審査立会の評価記録を、継続申請書とともに提出すること。

5 再登録の要件

5.1 審査員補

再登録申請者は次の(1)および(2)を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること。

(1) JGAP 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格

(2) ASIAGAP 指導員基礎差分研修 修了

上記(1)および(2)を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

5.2 審査員

再登録申請者は次の(1)から(4)の要件を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること

(1) JGAP 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格

(2) ASIAGAP 基礎差分研修 修了

(3) 少なくとも1件以上の農場審査立会評価を受け認証機関が審査員としての力量を認めること*4

*4:立会評価時の審査の責任者は立会評価をする審査員であること。被評価者(再登録申請者)は、当該審査の責任者になることはできない。

(4) 上記(1)から(3)を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

5.3 上級審査員

再登録申請者は次の(1)から(5)の要件を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること。

(1) ASIAGAP 団体用管理点と適合基準 解釈研修 合格

(2) JGAP 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格

(3) ASIAGAP 基礎差分研修 修了

(4) 少なくとも1件以上の農場審査および団体事務局審査の立会評価を受け、認証機関が上級審査員としての力量を認めること*5

*5:立会評価時の審査の責任者は立会評価をする審査員であること。被評価者(再登録申請者)は、当該審査の責任者になることはできない。

(5) 上記(1)から(4)を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

5.4 再登録時の注意点

- (1) 審査員等の有効期限は、再登録日から1年とする。
- (2) 再登録時の審査員等番号は、資格失効前の番号を使用する。

6 登録申請および継続申請

6.1 審査員補

申請者は、申請書および審査員補登録要件(本規則 3.1 または 4.1)を満たすことを証明できる書類を協会に提出する。

6.2 審査員

申請者は、契約する認証機関に審査員登録要件を満たしていることの確認を受けた上で、協会に申請書および登録要件を証明できる書類を協会に提出する。

6.3 上級審査員

申請者は、契約する認証機関に上級審査員登録要件を満たしていることの確認を受けた上で、協会に申請書および登録要件を証明できる書類を協会に提出する。

6.4 継続申請

「審査員」は、継続の申請書および継続要件を満たすことを証明できる書類を協会に提出する。

7 登録セクターの拡大

- (1) 上級審査員、審査員が新たに登録セクターを拡大するために、認証機関は次のプログラムを有し、記録を保持しなければならない。上級審査員、審査員は、このプログラムを受け、登録拡大申請書および継続要件を満たすことを証明できる書類を日本 GAP 協会に提出する。
 - a) 新たなセクターにおける教育
 - b) 新たなセクターにおける指導者(該当するセクター登録済みでかつ被教育者と同等以上の審査員資格所有者であること)による審査の立会評価を最低1回は受けて良好な評価を受けること
 - c) 「審査員経歴基準」(付属書 1)への適合の確認
- (2) 審査員補が新たに登録セクターを拡大するためには、「審査員経歴基準」(総合規則付属書 1)を満たしていることを認証機関が確認し、確認した記録を日本 GAP 協会に提出する。

8 有効期限

- (1) 初回の有効期限は登録した月の末日から起算して1年後とする。
- (2) 更新後の有効期限は、元の有効期限から1年後とする。
- (3) 以下の場合、既に保持している審査員資格の有効期限と同一とする。
 - a) セクター拡大
 - b) JGAP 審査員補から ASIAGAP 審査員補への移行
 - c) JGAP 審査員が ASIAGAP 審査員補を同時取得する場合

9 資格の表現

(1) 登録番号

審査員は、その資格を名刺等に表現することができる。ただし、表現方法は下記の通りとする。

上級審査員 登録番号 AXXXX-a

審査員 登録番号 AXXXX-i

審査員補 登録番号 AXXXXX-p

(2) 認証プログラムロゴマーク

審査員は認証プログラムロゴマークを使用できる。

使用方法は ASIAGAP GAP ロゴマーク使用の細則に従う。

10 登録料

「審査員」の登録料は、事業料金表に基づく。

11 登録の取消し

下記の場合、「審査員」は登録を取り消される。取消しの判断は協会が行う。

(1) 有効期限を過ぎた場合

(2) 登録料を支払わない場合

(3) 審査を担当した農場・団体との不適切な関係が原因で、審査結果が信用できないと日本 GAP 協会が判断した場合。あるいは、不適切な関係が発覚した場合

(4) ASIAGAP および協会の信用を傷つけた場合

12 審査員カード

「審査員」は、審査時に協会が発行した審査員カードを携帯する。

「審査員」は、協会より「ASIAGAP 上級審査員カード」「ASIAGAP 審査員カード」「ASIAGAP 審査員補カード」が発行される。本カードは「審査員」の資格を表すものとして使用し、他の目的には使用しない。また、複製、譲渡、提供、転貸、または代理使用してはならない。ASIAGAP 審査員登録は JGAP 審査員の登録要件を満たすため、「ASIAGAP 上級審査員カード」「ASIAGAP 審査員カード」「ASIAGAP 審査員補カード」はそれぞれ「JGAP 上級審査員カード」「JGAP 審査員カード」「JGAP 審査員補カード」を包含している。「ASIAGAP 上級審査員カード」「ASIAGAP 審査員カード」「ASIAGAP 審査員補カード」を発行している場合、「JGAP 上級審査員カード」「JGAP 審査員カード」「JGAP 審査員補カード」は発行しない。

ただし、JGAP 審査員の登録セクターが ASIAGAP 審査員の登録セクターの範囲を超える場合は、JGAP 審査員カードを発行する。

改定履歴

版数	改訂日	改定内容
第1版	2023年11月9日	初版発行



一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階
URL: <https://jgap.jp>